

# 総合職試験(院卒者試験)(法務区分)受験者の官庁訪問について

—2021年度国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)(法務区分)における取扱い—

**総合職試験(院卒者試験)(法務区分)の合格者の官庁訪問については、次のとおりです。**

**官庁訪問は、2021年10月25日(月)午前9時開始です！**

2021年度国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)(法務区分)受験者の2022年4月採用に向けた官庁訪問のルールについては、各省庁人事担当課長会議申合せにより決められています。

(注) 原則として、2021年度総合職試験(院卒者試験)(法務区分)から2022年4月に採用されることを希望している方にのみ適用されます。

2019年度及び2020年度総合職試験(院卒者試験)(法務区分)からいわゆる事務系職員として採用されるために官庁訪問を行う方には、年度途中で採用される場合を除き、2021年度総合職春試験(2021年度国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)(法務区分を除く。))及び同試験(大卒程度試験)(教養区分を除く。))に係る申合せ内容が適用されます。

官庁訪問では採用選考が行われます。各府省等は、官庁訪問を通じて訪問者が各府省等にとって適した人材であるか、行政に対する意欲がどの程度であるかなどを評価し、採用者を人選します。内定を得るためには、必ず官庁訪問をしてください。

なお、地方受験者、民間企業志望者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いをしないこととしております。特に、遠方にお住まいの方は、上京の時期・期間等を人事担当者に告げるなどして、計画的に効率よく訪問するようにしてください。

また、官庁訪問の際には、身分証明書(学生証等)を携帯してください。

| 月  | 10月    | …       | 10月          |    |    |       |    |    |              |
|----|--------|---------|--------------|----|----|-------|----|----|--------------|
| 日  | 3      |         | 22           | 23 | 24 | 25    | 26 | 27 | 28           |
| 曜日 | 日      |         | 金            | 土  | 日  | 月     | 火  | 水  | 木            |
|    | 第一次試験日 | 最終合格発表日 | 訪(午前9時が以降可能) |    |    | 訪問開始日 |    |    | 内定解禁(午前9時以降) |

接触禁止期間  
(※第1次試験日から開始)

## ▲ 官庁訪問の予約

最終合格発表日(10月22日(金))の午前9時から官庁訪問の予約受付が開始されます。

各府省は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、あらかじめ、その旨及び予約の受付等の方法について、ホームページ及びその他の方法で、受験者に対する確に情報を提供することとなっています。

※予約不要の府省もございますので、事前に各府省ホームページ等をご確認ください。

## ▲ 接触禁止期間

各府省は、第1次試験実施日である10月3日(日)から訪問開始日午前9時までの間は、受験者に対する業務説明や面接等採用に向けた行為は一切行わないこととしています。

特に、訪問開始日前の10月22日(金)から10月24日(日)までの間は、各府省とも、受験者に対し、業務説明や面接は行わないことを徹底しています。

## ▲ その他

各府省等は、官庁訪問における受験者への対応においては、以下のとおり配慮等を行うこととされています。

- ・ できる限り待ち時間を縮減し、早期に帰宅させるよう努力するとともに、地方受験者に不利益にならないように十分配慮する。
- ・ 民間企業の面接等の予定がある受験者を過度に拘束することのないよう配慮する。
- ・ 授業、試験、留学、教育実習等学生の事情を十分に勘案して面接等を行う。
- ・ 受験者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いを行わない。
- ・ 受験者が学事日程等に合わせて訪問することが可能となるよう、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない。

※ 各省庁人事担当課長会議申合せについては、人事院又は各府省等のホームページを御覧ください。また、人事院及び各府省等ではホームページに関連情報を掲載していますので御確認ください。

## 採用相談について

人事院人材局企画課では、採用に関する相談に応じています。官庁訪問の方法や採用までの手順等について質問等がありましたら、お気軽にお尋ねください。

### ▲ 官庁訪問ルールに関する通報

次のような事例は「申合せ」に反するおそれがありますので、もしそのような場面に直面しましたら、電話（下記連絡先）やメール（国家公務員試験採用情報 NAVI 内の「お問合せ」を御利用ください。）により速やかに人事院に具体的に通報してください。

- 第1次試験実施日から訪問開始日午前9時までの間に、各府省等の職員から呼び出しがあり勧誘を受けた。
- 深夜まで待たされる、深夜に長時間にわたる電話をされるなど過度な拘束を受けた。
- 内定解禁前に、内定、内々定に類似する言動があった。

人事院人材局企画課（受付時間 9:30～17:00 土日祝を除く。）

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

TEL 03-3581-5311(内線)2312, 2316 03-3581-5314(直通)

人事院ホームページ〈国家公務員試験採用情報 NAVI〉

<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>



## 2023年4月採用に向けた官庁訪問について

2023年4月採用に向けた官庁訪問については、今後申し合わせる2022年度大学等卒業予定者等の採用に関する取扱い（以下「2022年度申合せ」という。）に従うものとし、各省庁は、2022年度申合せにおける内々定解禁日までの間は、受験者に対し、2023年4月採用に関する内定、内々定に類似するような言動は一切行わないこととしております。

詳細は、決定され次第、人事院ホームページに掲載する予定です。